

2025年1月25日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向 様

株式会社ライズ
泉谷将輝

回答書

当社は、貴機構より2024年12月27日付「再申入書兼再々お問合せ」を受領し、これに対し、以下のとおりご回答申し上げます。

第1 再申入れ事項について

当社では、「パーソナルトレーニング」を、お客様一人ひとりの目標や現状に合わせて個別に設計されたトレーニングと定義しております。

この定義には、トレーニング中は必ずトレーナーがマンツーマンで直接指導を行うことが含まれます。

そのため、当社が提供する「1対2のトレーニング」も、その定義にすべて当てはまる点で「パーソナルトレーニング」に該当すると考えております。

現行の表示内容で十分にサービスの性質を説明できていると確信しておりますが、これ以上の修正は不要と判断しております。

また、景品表示法に違反しているとのご指摘につきましては、当社としてはそのような事実は認識しておりません。

当社は、消費者に誤解を与えるような表示を行ったことはなく、ホームページ上の記載内容についても不適切であるとは考えておりません。

第2 再々申入書について

1. 繁忙期における予約が取りづらい可能性について

当社内で再度検討を重ねた結果、ホームページに「繁忙期には予約が取りづらくなる可能性がある」との記載を行うことは適切ではないとの結論に至りました。

その理由は、予約の取りやすさは時期や状況により異なるため、全ての可能性を記載することは現実的でなく、かえって誤解を招く恐れがあるためです。

また、予約状況の変動に関する詳細な情報は、お問い合わせの際に個別にお伝えすることが、正確性を確保するための最善の方法と考えております。

したがって、この点に関してはホームページ上の記載は控えさせていただきます。

なお、通常プランの追加に関する修正作業を現在進めており、こちらについては 2025 年 4 月末までに反映する予定です。

2. 予約の繰越に関する修正状況

予約の繰越に関する修正作業も、同じく 2025 年 4 月末までに完了する予定で進めております。

以上